

答申第35号
令和 7 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県公文書管理委員会
会長 山岡 敏明

高知県公文書等の管理に関する条例第32条第 1 号の規定による諮問に
ついて（答申）

令和 7 年 1 月15日付け 6 高法文第1157号により諮問のあった下記の事項につ
いては、審議の結果、適当と認められます。

記

高知県公文書等の管理に関する条例施行規則第25条第 1 項第 1 号及び別記第
1 号様式の裏面を立案どおり一部改正することについて